(7-1)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業))

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために 本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえている とともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景 観等)との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表 (7-1)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業))

【優先配慮事項】

	評	価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効率性	率		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他: と認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	図る計画となっている。
有 食 料 の 農業生産性の 効 安 定 供 維持・向上 性 給の確保 性 給の確保 ()土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積当たり) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減 農に係る走行経費節減効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】 ①経営体育成型及び耕作放棄地型 ②畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型				・向上による効果額 費節減効果+維持管理費節減効果+営 受益面積(ha)
			①1,200千円/ha·年以上 ② 720千円/ha·年以上	①1, 200千円/ha·年未満 ② 720千円/ha·年未満
野菜・果樹の産地形成 (受益面積当たり) 受益面積当たり) 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合(受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計割合(%) =計画作付面積(ha)/受益面積(ha)×100 ①経営体育成型及び耕作放棄地型 ②畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型			密生産団地の指定作物の計画作付面積	
			① 8.0%以上 ②19.0%以上	① 8.0%未満 ②19.0%未満
		水田における 麦・大豆の生 産拡大	○水田における麦・大豆の生産拡大 水田における麦・大豆の作付面積率 =水田における麦・大豆の計画作付面を 一:該当なし(区画整理や暗きょ排水等の動	積(ha)/受益面積(ha)×100
			17%以上	17%未満
		農地の有効利 用	○食料・農業・農村基本計画に位置付面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付 ②作付面積増加率(%)=計画作付	
①耕地利用率108%以上(豪雪地		特別豪雪地帯は100%以上)または、	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び 特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付面積増加率16%未満	

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	大 中項目 小項目		A	В
効		望ましい農業構造の確立	農業経営基盤強化促進基本構想に定め	基本構想に定める目標の達成 る。 い手への農地利用集積率が、市町村の る目標割合以上となる見込みがある。」 場合のうち、判定基準のB欄のアまた
			ア 73%以上または、 イ 34%以上または、 ウ を満たす	ア 60%以上73%未満または、 イ 20%以上34%未満
				業の受益面積に占める、担い手の経営 領に定める集積団地要件を満たす農用
			66.5%以上	42%以上66.5%未満
	③育成される農業生産法人への農地利用集積 計画農地利用集積率			
			75%以上	50%以上75%未満
		《畑地帯担い手育成型》及び《畑地帯担い手支援型》及び《耕作放棄量の担い手等への農地利用集積率担い手への農地利用集積率(%)=事業完了時の担い手等の受益農用地面積(ha)/区画整理及び開畑を併事業の受益農地面積(ha)×100 ①畑地帯担い手育成型(計画の農地利用集積率)②畑地帯担い手支援型(現況の農地利用集積率)③耕作放棄地型(現況の農地利用集積率)		
			①33%以上 ②37%以上 ③50%以上	①20%以上33%未満 ②10%以上37%未満 ③ 50%未満
振興 波及効果 受益面積当たり他産業への経済波 =農業生産増加粗収益額(千円)/ 和) ※農業生産増加粗収益額とは、計 ①経営体育成型及び耕作放棄地		受益面積当たり他産業への経済波及効 =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面	果額(千円/ha·年) 記積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の列 Z益から現況粗収益を引いたもの	
			①640千円/ha以上 ②900千円/ha以上	①640千円/ha未満 ②900千円/ha未満

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	大 中項目 小項目		A	В
効		環境機能の維持・増進	○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円/ =(景観・環境保全効果)(千円)/受益面積 【注;効果項目は年効果額:千円】 ①経営体育成型及び耕作放棄地型 ②畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い ① 16千円/ha以上 ②180千円/ha以上	(ha)
事 環 境 へ 生態系 の配慮 の 事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の た調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための終 負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点 (a:3点、b:2点、c:1点)の合計値によ A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下 (4指標のうち1指標が「一」の場合は、A:8点以上、B:5~点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は、A:6点、B:4~5点下) ① a:行っている b:検討中 c:踏まえていない ② a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない ③ a:図っている b:検討中 c:図っていない 一:該当な ④ a:調整済 b:調整中 c:未調整 一:該当な ・検討の有無		系配慮 主民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、費用 、 c : 1 点)の合計値により判断。 以下 、 A : 8 点以上、B : 5 ~ 7 点、C : 4 、 A : 6 点、B : 4 ~ 5 点、C : 3 点以 行っていない 踏まえていない 図っていない — : 該当なし 未調整 — : 該当なし 上で、地域や事業の特性を考慮した調査		
			点以下) (4 指標のうち 2 指標が「-」の場合は 下)	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状 、c:1点)の合計値により判断。 以下 、A:8点以上、B:5~7点、C:4 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 行っていない 踏まえていない 図っていない -:該当なし
性 ②高生産性例 れていまる ③人いで農地で について、 A:7点以上 (3指標下) (1。1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1		o 連携	②高生産性優良農業地域対策に基づく広れている ③人・農地プランが作成されている について、評価点(a:3点、b:2点、A:7点以上、B:4~6点、C:3点、(3指標のうち1指標が「-」の場合は	域農業農村整備促進計画に位置づけ ら . c:1点)の合計値により判断。 以下 . A:5~6点、B:3~4点、C:2 みがある c:図られていない づけられる見込みがある なし

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	関係機関	との協議	①河川管理者との協議(予備)が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前 協議(予備)が合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判認 A:6点、B:4~5点、C:3点以下、一:該当なし (2指標のうち1指標が「一」の場合は、A:3点、B:2点、C:1分 ①a:協議了 b:協議中 c:未協議 一:該当なし ②a:協議了 b:多くが協議中 c:多くが未協議 一:該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会のについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値によりA:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①「受益農家の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況a:同意済み;受益者の大部分の同意が得られているb:同意済み;受益者の2/3以上の同意が得られているc:未同意 ;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている②「議会の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況a:同意済み;議会において事業推進に関する決議が得られているb:同意予定;内諾協議は了しているが、議会決議は未了c:未同意 ;同意が得られていない	
	事業推進	体制	①事業推進協議会等の設立の有無 もしく ②事業推進協議会等から着工要望の提出について、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未記 ②a:提出済 b:提出予定 c:未記	、 c : 1 点)の合計値により判断。 設立
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及 意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:得られている b:調整中 c ②a:合意済 b:調整中 c	: 未調整
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた 討)体制が整備されているか A:設置済 B:設置予定 C:未設置	た営農検討組織など、営農支援(検
	緊急性		①国営事業など他の公共事業(かんがい携をとるため早急に事業を実施する必 ②老朽化等による施設機能低下や農業被について、該当する項目の数により判断A:2項目 B:1項目 -:該当なし	

(7-3)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業), 農業水利施設保全合理化事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本 事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえていると ともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等) との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件 に適合していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

農業水利施設保全合理化事業(水利用再編促進事業)において、項目3の判定基準は、「当該事業の効用の発現が十分見込まれ、すべての効用がそのすべての費用を償うこと。」、項目4の判定基準は、「当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農家経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。」と読み替える。

(7-3)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業), 農業水利施設保全合理化事業)

【優先配慮事項】

	評価項目		評価指標及び判定基準			
大	中項目	小項目	A	В		
効率性	,	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると 認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を図る計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし			
効		農業生産性の維持・向上	○ 土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積当たり) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額(千円/ha・年) = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営 係る走行経費節減効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】			
			110千円/ha·年以上	110千円/ha・年未満		
		野菜・果樹の 産地形成	○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指 (受益面積当たり) 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃 合(%) =計画作付面積(ha)/受益面積(ha)×100	定作物の計画作付面積割合 密生産団地の指定作物の計画作付面積割		
			12.7%以上	12.7%未満		
農業の 農業の 対続的 構造の確立 発展 ②認定農業者の割合(総農家当たり) 総農家数当たりの認定農業者の割合(%) =関係市町村の認定農業者数の計(人)/関係						
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満		
		農地の確保・ 有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付面積の拡大①耕地利用率(%)=作物の計画作付②作付面積増加率(%)=計画作付			
			特別豪雪地帯は100%以上)または、	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び 特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付面積増加率16%未満		
		の保全管理	○施設の更新等整備の緊急性 A:特に緊急に更新等の整備が必要 ・老朽化等の影響により、劣化の進 ・過去に突発事故等が発生し、機能 ・ライフラインへの影響(水道との B:緊急に更新等の整備が必要 ー:該当なし(施設の更新等整備を	低下等が発生 共用) 等		
			○戦略的な保全管理に向けた更新整備 戦略的な保全管理に向けた更新整備 ①既存施設の有効活用を図る観点か 施設の劣化度合いを調査している。 ②機能保全コスト等の比較・検討を A: 2項目、B: 1項目、-:該当	計画の作成にあたっては、 ら、施設の機能診断等の実施により、 。 行っている。		

	評価項目		評価指標及	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
有 農 村 の 地域経済への つ の 他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(円)/受益面積(ha 列和) ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から		果額(千円/ha·年) 面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の			
			314千円/ha·年以上	314千円/ha・年未満	
		の維持・増進、	=地域用水効果(千円)/受益面積(ha)	/ha·年)	
		PJ_1_/	2.7千円/ha·年以上	2.7千円/ha·年未満	
	多面的機能の 発揮	環境機能の維 持・増進	○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円) =景観・環境保全効果(千円)/受益面積 【注;効果項目は年効果額:千円】		
			6.4千円/ha·年以上	6.4千円/ha・年未満	
事業の実施環境等	②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための紹 負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値によ A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下 (4指標のうち1指標が「一」の場合は、A:8点以上、B:5~点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は、A:6点、B:4~5月下) ① a:行っている b:検討中 c:行っていない ② a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない ③ a:図っている b:検討中 c:図っていない 一:該当な		系配慮 住民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、費用 況 、 c : 1 点)の合計値により判断。 以下 、 A : 8 点以上、 B : 5 ~ 7 点、 C : 4 、 A : 6 点、 B : 4 ~ 5 点、 C : 3 点以 行っていない 踏まえていない		
		景観	・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観。 ③景観に配慮した計画について、地域住見。 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用について、評価点(a:3点、b:2点、A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下(4指標のうち1指標が「一」の場合は点以下)(4指標のうち2指標が「一」の場合は下) ① a:行っている b:検討中 c:亿② a:踏まえている b:検討中 c:亿③ a:図っている b:検討中 c:1	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況 、c:1点)の合計値により判断。	

	評	価項目	評価指標及	び判定基準
大	大 中項目 小項目		A	В
業②高生産性優良農業地の③人・農地プランが作について、評価点(aA:7点以上、B:4①a:図られている②a:図られている		①都道府県や市町村が策定する農業振興記②高生産性優良農業地域対策に基づく広場③人・農地プランが作成されているについて、評価点(a:3点、b:2点、A:7点以上、B:4~6点、C:3点以①a:図られている b:図られる見込②a:図られている b:何られる見込③a:作成されている b:作成される	或農業農村整備促進計画との整合性 c:1点)の合計値により判断。 以下 みがある c:図られていない みがある c:図られていない	
	関係機関	との協議	①河川管理者との協議(予備)が合意に資 ②施設所有者、文化財管理者等関係者、 協議(予備)が合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (2指標のうち1指標が「一」の場合は、 ①a:協議了 b:協議中 c:利	道路管理者、漁協等との着工前に重要な c:1点)の合計値により判断。 A:3点、B:2点、C:1点) 未協議 -:該当なし
Q local A local A loca			①事業計画の内容や負担金等、事業実施に ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に について、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①が「一:該当なし」の場合 A:3点 ①「受益農家の同意」とは3/1時点(想定 a:同意済み;受益者の大部分の同意が得 b:同意済み;受益者の2/3以上の同意が c:未同意 ;土地改良区理事会了等、「 一:該当なし ②「議会の同意」とは3/1時点(想定)で a:同意予定;内諾協議は了していない c:未同意 ;同意が得られていない	 こ対する関係市町村の議会の同意 c:1点)の合計値により判断。 点 B:2点 C:1点))での同意状況 导られている 得られている 意向」同意は得られている の同意状況 関する決議が得られている
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしく ②事業推進協議会等から着工要望の提出の について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未記 ②a:提出済 b:提出予定 c:未記	の有無 c:1点)の合計値により判断。 设立
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及 意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:合意済 b:調整中 c:未調整 ②a:合意済 b:調整中 c:未調整	c:1点)の合計値により判断。 整
	営農支援	体制	受益農家、農協、普及センター等を含め、 体制が整備されているか A:設置済 B:設置予定 C:未設置	
	緊急性		国営事業等関連する他の公共事業との関係 A:該当あり -:該当なし	系で緊急性が高い

(8) 震災対策農業水利施設整備事業 (震災対策農業水利施設整備事業,農村地域防災減災事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意 が得られていること。
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとと もに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)と の調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に 適合していること。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

(8) 震災対策農業水利施設整備事業(震災対策農業水利施設整備事業、農村地域防災減災事業

【優先配慮事項】

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	大 中項目 小項目		A	В	
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他認められる。 ②共同事業化、共同施工等コスト縮減を ③施工順序等を考慮し、効率的に災害を について該当する項目の数により判断。 A:2項目以上、B:1項目、-:該当	·図る計画となっている。 ·防止する計画となっている。	
有 食 料 の 農業生産性の 労働生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積当たり) 安 定 供 維持・向上 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減に係る走行経費節減効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く 《農村地域防災減災事業》①一般地域、②中山間地域				・ 向上による効果額 費節減効果+維持管理費節減効果+営農 益面積(ha)	
			農村地域防災減災事業 ①水田主体地区:130千円/ha以上 畑主体地区:70千円/ha以上 ②水田主体地区:47千円/ha以上 畑主体地区:33千円/ha以上	①水田主体地区 : 130千円/ha未満 畑主体地区 : 70千円/ha未満 ②水田主体地区 : 47千円/ha未満 畑主体地区 : 33千円/ha未満	
持続的 構造の確立			○認定農業者の割合(総農家当たり)総農家数当たりの認定農業者の割合(=関係市町村の認定農業者数の計(人)/		
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満	
		農地の確保・ 有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付面積の拡大①耕地利用率(%)=作物の計画作付②作付面積増加率(%)=計画作付		
				特別豪雪地帯は100%以上)または、	①耕地利用率108%未満(豪雪地帯及び 特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付面積増加率16%未満
		農業生産基盤の保全管理	○災害防止効果額(農業関係)(受益面和 災害防止効果額(農業関係)(千円/ha =災害防止効果(農業関係)(千円)/受 ※畑主体では作物生産効果を加える 【注;効果項目は年効果額:千円】 《農村地域防災減災事業》①一般地域	·年) ·益面積(ha)	
			震災対策農業水利施設整備事業 水田主体地区:310千円/ha·年以上 畑主体地区:410千円/ha·年以上 農村地域防災減災事業 ①水田主体地区:310千円/ha以上 畑主体地区:410千円/ha以上 ②水田主体地区:470千円/ha以上 畑主体地区:240千円/ha以上	水田主体地区:310千円/ha·年以上、畑主体地区:410千円/ha·年以上 ①水田主体地区:310千円/ha未満畑主体地区:410千円/ha未満②水田主体地区:470千円/ha未満畑主体地区:240千円/ha未満	

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
農村の 振興 境の整備 ②災害防止効果額(一般資産+公共資産)(受益面積当たり) 災害防止効果額(一般資産+公共資産)(千円/ha・年) =災害防止効果(一般関係)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】 《農村地域防災減災事業》①一般地域、②中山間地域		E) (千円/ha·年) 受益面積(ha)		
			震災対策農業水利施設整備事業 150千円/ha·年以上 農村地域防災減災事業 ①150千円/ha·年以上 ②240千円/ha·年以上	150千円/ha・年未満 ①150千円/ha・年未満 ②240千円/ha・年未満
	地域経済への 波及効果 ○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年) =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)×(産業連関表の 列和) ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引い 《農村地域防災減災事業》①一般地域、②中山間地域		現額 (千円/ha·年) 面積 (ha)×(産業連関表の逆行列係数の 収益から現況粗収益を引いたもの	
			農村地域防災減災事業 ①水田主体地区:89千円/ha·年以上 畑主体地区:500千円/ha·年以上 ②水田主体地区:2.8千円/ha·年以上 畑主体地区:300千円/ha·年以上	
	-	環境機能の維 持・増進	○環境関連効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり環境関連効果額(千円 =(景観・環境保全効果)(千円)/受益面和 【注;効果項目は年効果額:千円】	
			農村地域防災減災事業 22千円/ha以上	22千円/ha未満
	環の配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用 負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下 (4指標のうち1指標が「一」の場合は、A:8点以上、B:5~7点、C:4点以下) (4指標のうち2指標が「一」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下) ①a:行っている b:検討中 c:行っていない ②a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない ③a:図っている b:検討中 c:踏まえていない ③a:図っている b:検討中 c:路まえていない ④a:調整済 b:調整中 c:未調整 一:該当なし	

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
	環境の配慮	景観	・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観。 ③景観に配慮した計画について、地域住。 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用について、評価点(a:3点、b:2点 A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下(4指標のうち1指標が「一」の場合は4点以下)(4指標のうち2指標が「一」の場合は以下)(2 a:行っている b:検討中 c:②a:踏まえている b:検討中 c:③3:2つている b:検討中 c:□③3:2つている b:検討中 c:□	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況 、c:1点)の合計値により判断。 、A:8点以上、B:5~7点、C: 、A:6点、B:4~5点、C:3点 行っていない 踏まえていない	
	関係計画との連携		①都道府県等における防災計画等に位置②高生産性優良農業地域対策に基づく広宏展興等総合振興対策に基づく地域別振農業振興地域整備計画、いずれかに位③事業実施地区が公害防止計画区域、特別指定がなされていることについて、評価点(a:3点、b:2点、A:7点以上、B:4~6点、C:3点、(3指標のうち1指標が「一」の場合は以下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は以下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は、以下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は、以下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は、以下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は、以下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は、以下)	域農業農村整備促進計画、中山間地域 興アクションプラン、市町村が定める 置づけられていること 殊土壌地域等の各種法令、条例等で地 、 c : 1 点)の合計値により判断。 以下 、 A : 6 点、B : 4~5 点、C : 3 点 、 A : 3 点、B : 2 点、C : 1 点) 込みがある c : 図られていない 込みがある c : 図られていない	
	関係機関との協議		 ①河川管理者との協議(予備)が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議(予備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下、-:該当なし(①または②が「ー」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点) ① a:協議了 b:協議中 c:未協議 -:該当なし ② a:協議了 b:多くが協議中 c:多くが未協議 -:該当なし 		
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想(関連事業調書 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケー について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 :3点、B:2点、C:1点) ① a:提出済 b:提出予定 c:未提出 ② a:協議了 b:協議中 c:未協議	ーション等)の事前了解、c:1点)の合計値により判断。(①または②が「一」の場合は、Aー:該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環等	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①が「一」の場合、A:3点、B:2点、C:1点) ①「受益農家の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:同意済み;受益者の大部分の同意が得られている b:同意済み;受益者の2/3以上の同意が得られている c:未同意 ;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている -:該当なし;地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:同意済み;議会において事業推進に関する決議が得られている b:同意予定;内諾協議は了しているが、議会決議は未了 c:未同意 ;同意が得られていない		
	事業推進体制		①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未設立 ②a:提出済 b:提出予定 c:未提出		
	維持管理体制		①予定管理者の同意が得られているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるか について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:合意済 b:調整中 c:未調整 ②a:合意済 b:調整中 c:未調整		
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援(検討) 体制が整備されているか A:設置済 B:設置予定 C:未設置 -:該当なし		
	緊急性	災害発生時の 影響	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能②事業の対象施設として基幹土地改良がとの共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設(学校災害発生時に地域社会への影響(ライスについて、該当する項目の数により判断A:3項目、B:2項目、C:1項目、	を設(ダム、頭首工)やライフライン 交や医療機関等)が地区内に存在し、 フラインや交通等)が想定される。 所。	
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A:被害がほぼ毎年発生 B:被害が初 -:該当なし	复数年発生 C:被害が発生	

[※]評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

^{※※}地区内に一般地域と中山間地域が混在する場合は、一般地域として評価する。